

移住体験事業の実施に係る運用方針

1 対象者

- ・原則 20 歳以上の夫婦とその家族
- ・現在町外に居住し、将来的に南幌町への移住を検討されている方
- ・事業の趣旨を理解し、アンケート調査にご協力いただける方

2 体験期間

①原則 2 ヶ月以内（1～6 月、9～12 月）

②7、8 月の利用は、最長 1 ヶ月以内とします。

※この期間は月をまたいで利用することはできません。また、2 年続けて利用することはできません。（7・8 月以外の利用は可能）

【7・8 月利用分の申込み例】

◆7 月 1 日～31 日 ⇒ 受付は 4 月 1 日（休・祝日の場合は次の平日）

◆8 月 1 0 日～24 日 ⇒ 受付は 5 月 1 日（休・祝日の場合は次の平日）

3 手順

- ①電話、メールにて体験事業住宅の空き状況を確認
- ②特定目的住宅入居申立書（様式第 1 号）及び移住体験事業申込書に住民票を添付して郵送により申請
- ③入居許可書を交付
- ④体験当日、役場にて家賃・負担金の納入
- ⑤鍵の交付（鍵預り証の提出）
- ⑥鍵の返却

4 使用者の遵守事項

- ・火気の取扱いに注意すると共に冬期間の水道凍結を防止すること
- ・施設の備え付け備品等を適切に取り扱うこと
- ・施設周りの除雪等を必要に応じて行うなど施設及び施設周りを適正に管理すること
- ・ゴミは、南幌町の分別方法に従い排出すること
- ・施設の使用期間が満了したときは、直ちに当該施設の鍵を返却し施設を原状に復すこと

5 使用者の禁止事項

- ・物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること
- ・興業を行うこと
- ・展示会等その他これに類する催しを行うこと。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・その他、施設の使用にふさわしくない行為。